

まん延防止等重点措置適用に伴う県の要請内容等

- ▽ 本県はまん延防止等重点措置適用地域へ移行（期間：9/13-9/30 措置区域：仙台市内）
 → 県と仙台市による「独自の緊急事態宣言」も重点措置期間に合わせ、9月30日まで延長

対象	地域	9/13-9/30（まん延防止等重点措置）
県民	県内全域	日中も含めた不要不急の外出自粛 <u>時短要請をした時間以降に店舗等にみだりに出入りしない</u> 時短要請に応じない飲食店等利用の自粛 等
飲食店	仙台市	<u>全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時</u> <u>酒類提供終日停止（認証店は午前11時-午後7時可）</u> カラオケ設備利用自粛（ <u>飲食主業のみ</u> ） 等
	仙台市以外	<u>全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時</u> <u>酒類提供：午前11時-午後7時</u> カラオケ設備利用自粛（ <u>飲食主業のみ</u> ） 等 } <u>認証店は対象外</u>
イベント	県内全域	5,000人又は収容率50%（<u>大声なし100%</u>） の小さい方 開催時間： 午前5時-午後9時 等
その他の施設	仙台市	営業時間短縮：午前5時-午後8時（イベント開催午後9時）※1,000㎡超は要請・1,000㎡以下は協力依頼 <u>酒類提供：終日停止</u> ・ カラオケ設備利用自粛（カラオケボックス等を除く）の協力依頼
	仙台市以外	営業時間短縮：午前5時-午後8時（イベント開催午後9時）※規模にかかわらず協力依頼 <u>酒類提供：午前11時-午後7時</u> ・ カラオケ設備利用自粛（カラオケボックス等を除く）の協力依頼

9/13-9/30（まん延防止等重点措置）

【法31条の6第1項・24条第9項等】

- 混雑した場所への外出を半減するため、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること
（特に**時短要請した時間以降**、飲食店・要請施設等に**みだりに出入りしないこと**）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等及び**時短要請**に応じない飲食店等の利用を厳に控えること（宅配・テイクアウトを除く）
- **県外との不要不急の移動**、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は**延期・自粛**すること
- 外出や移動の必要がある場合は、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染防止対策を万全にし、「三密」や「5つの場面」、混雑する場所・時間を避けること
- 飲酒を伴う**大人数**や**長時間におよぶ会食・行事を自粛**すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること
- 路上・公園等における集団飲酒など**感染リスクの高い行動を自粛**すること
- **ワクチン接種の有無に関わらず**、基本的な感染防止対策を徹底すること
- 少しでも体調が悪い時は、医療機関に相談し、人との接触を避け、外出を控えること